

經濟論叢

第141卷 第1号

商法改正試案の性格について……………	野村秀和	1
ワイドセレクトシヨン化実現機構の形成……………	塩地洋	18
ロートベルトゥスの「近代」社会形成論……………	溝端剛	39
企業における意思決定プロセス……………	菊谷達弥	58

書 評

上原一慶『中国の經濟改革と開放政策』……………	杉本昭七	78
-------------------------	------	----

昭和63年1月

京都大學經濟學會

ロートベルトゥスの「近代」社会形成論

——教育による人間・社会形成——

溝 端 剛

I は じ め に

これまでのわが国におけるロートベルトゥス (J. K. Rodbertus, 1805-1875) 研究は、価値論・剰余価値論・恐慌論・地代論といった経済学上の個別領域を中心としたものが多く¹⁾、しかもその際、マルクス経済学という高みから、ロートベルトゥスの経済学をみるという手法がとられている。たとえば、わが国のロートベルトゥス研究の第一人者とされている平瀬巳之吉氏は、ロートベルトゥスを次のように捉えている²⁾。それは、古典派経済学の解体からマルクス経済学へと至る「中間の……最大の環」であり、「ロートベルトゥスは、マルクスの先駆者としてマルクスによってのみ生き、マルクスによってのみ死んだものである」と。しかし、こうしたアプローチは、ロートベルトゥスの経済学が、事実問題として、マルクス経済学に完全に包摂されるならともかく、ロートベルトゥス研究そのものにとっては、むしろマイナス要因として作用するものであろう。

他方、ロートベルトゥスの思想研究は、経済学研究と比較すれば、その数は

1) 古いものとしては、小泉信三、「ロートベルトゥスの労働価値学説と平均利潤率の問題」、1920年、「ロートベルトゥスの地代論とリカルド」、1920年、「ロートベルトゥスの『資本論』」(原題「ロートベルトゥスの経済学説補遺」) 1921年、「価値論上における生産費説と労働説」、1922年、いずれも『価値論と社会主義』として『小泉信三全集』第3巻、文芸春秋、に収録。平瀬巳之吉、『古典経済学の解体と発展』、日本評論社、1950年。吉田茂芳、「古典派恐慌論争とロートベルトゥス」、『龍谷大学経済学論集』開学記念1、1961年12月。最近のものとしては、金子甫、「マルクスの地代論とロートベルトゥスの地代論」上・下、『龍谷大学経済経営論集』第21巻第4号、1982年3月、第22巻第1号、1982年6月、などがある。

2) 平瀬、前掲書、2ページおよび19ページ。

少ない³⁾。さきの平瀬氏は、「いまでは彼の社会思想を問題にするのは全くの愚であろう」と断言している⁴⁾。なぜそう言い切れるのかは定かではないが、おそらく、「ボンメルンの地主」・「ユートピアン」・「国家社会主義」といった、ロートベルトゥスに貼られたレッテルの故であろう。しかし、その数少ない研究のなかでも、ロートベルトゥスの思想を論じた人として、まず、小泉信三氏があげられよう⁵⁾。氏は、ロートベルトゥスを、歴史哲学的思想に立脚した、個人の利害・幸福ではなく社会とその進歩に力点を置いた思想家・分配理論の大成者として捉えている。しかし、氏にあっても「国家社会主義者」というロートベルトゥスの一面が前面に押し出されすぎているように思われる。ロートベルトゥスの処女論文「労働諸階級の諸要求」の編集者である A. Skalweit が述べていることからわかるように⁶⁾、彼の思想あるいは思想的立場は、一義的には、確定されえないものである。

こうした研究状況のなかで、本稿は、とくに、1848年革命前後を中心に、ロートベルトゥスの社会認識を内在的に検討することによって、彼の「近代」社会形成原理を抽出しようとするものである。

II 普通選挙権の導入に関するロートベルトゥスの基本的態度

「マルクスも私も、ベルリン選出代議士としてのロートベルトゥスの演説と大臣としての彼のやり方を1848年に『新ライン新聞』で批判せねばならなくなる

3) 小泉信三、「ロートベルトゥスの国家社会主義」、1921年、『小泉信三全集』第2巻、に収録。吉田茂芳、「ロートベルトゥスの最初の論文について」、『一橋論叢』第33巻第5号、1955年5月。森三十郎、「ロートベルトゥスの社会主義」、『福岡大学法学論叢』第23巻第1号、1978年6月。同、「ロートベルトゥスの社会国家」、同第23巻第2号、1978年11月。同、「ロートベルトゥスと労働問題」、同第23巻第3・4号、1979年3月。同、「君主制と社会主義——ロートベルトゥスの見解について——」、同第29巻第1・2・3・4号、1985年3月。

4) 平瀬、前掲書、序言2ページ。

5) 小泉、前掲論文参照。

6) 「保守主義者は彼のうちに軽率に危険なことをする社会主義者をみていた。……自由主義者は彼の国家干渉にはかかわりたくなかった。民主主義者は、彼が議会議長の信奉者ではなく、又、多数という女神の治ゆ力を信じていないということにこだわった」。Sozialökonomische Texte, hrsg. von August Skalweit, Heft 5, 1946, S. 8.

までは、ロートベルトゥスの存在については一言も聞かなかった。吾々は、かくも突然に大臣となったロートベルトゥスとはいったい何者かと、ライン選出代議士に訊ねたほど無知であった」⁷⁾。これは、周知のとおり、「剽窃」問題についてエンゲルスが当時を回顧して語った言葉であるが、このことからわかるように、少なくとも、インターナショナルな立場に立つマルクス、エンゲルスにとっては、後述のようにインターナショナルな視角をもちつつも、ドイツというナショナルな立場に固執し続けたロートベルトゥスは、影の薄い人物であった。

ここで、1848年革命時のドイツにおける党派形成と、ロートベルトゥスの政治的活動を少しふり返っておこう。

シュターデルマンによれば⁸⁾、革命前のドイツには、政府派と反政府派の二派しか存在していなかった。しかもこの二派はまったくの雑多政党であった。つまり、前者には、啓蒙主義的精神、ロマン主義的精神をもつ人々をはじめ、絶体主義者、封建主義者、ヘーゲル主義者等々が混在していた。後者には、急進主義者、穏健主義者、民主主義者、自由主義者等々がいた。しかし、この状況は、革命を境にして様相を変える。つまり、各地の議会で、綱領をもった近代的な意味での政党が形成されるのである。ロートベルトゥスの政治的活動の舞台であったプロイセン議会に焦点をしばれば、四つの党派が形成されている⁹⁾。一つは右派で、議会の過半数を占め、原理的には封建制度を批判し、実践的には王制・ユンカー階級との妥協を志向するもので、ライヒェンシュペルガー、ミルデ、グラボウらがいた。第二に、フォン・ウンルー、ドゥンカー、ギールケ、ピレットらの中央右派があり、第三の中央左派には、ブーハー、ロートベルトゥスらがいた。最後に、左派があり、そこにはヨハン・ヤコービ、

7) K. Marx, *Das Kapital*, Bd. 2, Dietz Verlag, 1976, SS. 14-15, 長谷部文雄訳『資本論』3, 青木書店, 1975年, 15ページ。

8) R. Stadelman, *Soziale und politische Geschichte der Revolution von 1848*, 1948, SS. 83-84, 大内宏一訳『1848年ドイツ革命史』, 創文社, 1978年, 115-116ページ参照。

9) F. Mehring, *Geschichte der deutschen Sozialdemokratie*, Erster Teil, 1960, SS. 372-375, 足利末男・平井俊彦・林功三・野村修訳『ドイツ社会民主主義史』上, ミネルヴァ書房, 1968年, 298-300ページ参照。

ヴァルデックら、共和主義者、共産主義者、北ドイツの小ブルジョア層の急進的分子などが集まっていた。これが、革命後のプロイセン議会の図式であった。

当のロートベルトゥスは、1841年に郡＝地方補佐代表に選出され、新連邦租税原則・新連邦規則の計画委員に任命され、1846—1847年にかけて、「労働諸階級福祉バルト支部」の代表となる。1847年には地方州議會議員に選出され、1848年には、革命後のハンゼマン内閣に文部大臣 (Minister für Kultus und Unterricht) として入閣、1849年にはトリーアおよびベルリンから計3回議員に選出され、同年の議会解散と同時に以後政治から身を引く、という政歴をもっている。この間、彼は、さきにみたベルリン議会内の一党派であった中央左派¹⁰⁾の領袖として活躍するなど、革命前後に、ドイツ——プロイセンを舞台に、政治の表舞台に立っている。「国民主権と国民的統一の勇敢なるブルジョアの民主主義的先駆者」というのが、1848/49年革命がロートベルトゥスに与えた像であった¹¹⁾。

次に、ロートベルトゥスがいかなる立場に立つ人物で、どのような思想をもっていたかを見ることにしよう。ここでは、彼自身「時代の問題」であったと述べている「普通選挙権」の導入をめぐる彼の態度を検討することによって、彼の思想的枠組の考察の第一歩としたい。

ロートベルトゥスは、後にモーリッツ・ヴィルトによって「ロートベルトゥスの忘れ去られた論文」と呼ばれた「普通選挙権の問題と歴史について」という論文¹²⁾を、1849年に、„Demokratische Blätter“ (1849年8月3日、第5号)に公表している。この論文で、「普通選挙権」についてのロートベルトゥスの基本的態度をみることができる。

10) 中央左派の綱領は *National Zeitung*, 1848, 19. Juni, Nr. 76 に掲載されている。Rodbertus, *Gesammelte Werke und Briefe*, hrsg. von Th. Ramm (以下, R. G. W. B. と略記), Abt. I, Bd. 2, 1971, SS. 891-894. に収録。

11) G. Rudolph, *Karl Rodbertus und die Grundrententheorie*, 1984, S. 18.

12) Rodbertus, *Zur Frage und Geschichte des allgemeinen Wahlrechts*, 1849, R. G. W. B., Abt. I, Bd. 2, 1971, S. 785.

ロートベルトゥスは、1848年革命時に設立された「選挙法準備議会」の一員であった。それは、グラフ・アルニムを議長とし、ヴィンケ、グラボウ、ミルデなどの右派をメンバーとするものであった。ロートベルトゥスは、普通選挙権の採用をめぐる審議の様子を書き留めた「日記」を、当時の証拠として、この論文で採用している。ロートベルトゥスは、普通選挙権の歴史的妥当性について論じたあとで、1848年3月当時を回顧して次のように述べている¹³⁾。「私がたった今説明しようと努めたもの（普通選挙権の歴史的妥当性——引用者）の真実性については、心から確信しているにもかかわらず、昨年の3月には普通選挙法に対する反対意見もありえた。というのは、当時、その採用は時代の問題でも確かにあったからである。……身分的に仕上げられた絶対主義から完全な民主主義制度への不意の突然の飛躍の危険は、あまりにも大きすぎて、何らかの一時的な過渡的および緩和手段によっては取り除けないという意見もありえた。私自身、昨年の3月にはこの見解に賛成だった」。ここにみられるように、「普通選挙権」の採用は、ロートベルトゥスによって、「時代の問題」つまり「絶対主義」から「完全な民主主義制度」への「飛躍」として位置づけられている。

では、そのように位置づけられた「普通選挙権」に対して、ロートベルトゥスはどのような態度をとったのであろうか。ロートベルトゥスも諸手を上げての賛成ではなかった。さきのロートベルトゥスの言葉からわかるように、「準備議会」の主たるメンバーであった右派の人々だけでなく、ロートベルトゥス自身も、その採用には恐怖感を抱いていた。しかもその恐怖感は、単に主観的なものではなく、革命という恐怖が客観的にもし出したものであった。革命＝恐怖→普通選挙権の採用→恐怖。「私には、恐怖だけがこの草稿の主題であるかのように思われる」¹⁴⁾。こうした捉え方に、ロートベルトゥスの「普通選挙権」をめぐる心理的葛藤がみられる。しかし、結論的には、彼は、一定の

13) *Ebenda*, S. 789.

14) *Ebenda*, S. 790.

15) *Ebenda*, S. 790.

条件をつけた上で、その採用を要望している。「たしかに私は、万人の代表権を望んでいたけれども、しかし同時に、さしあたってなお、産業上・農業上の利害関係者にある一定の擁護を保証するような決定がなされることを望んだ」¹⁶⁾。

では、このようにロートベルトゥスをして自らの心理的葛藤を解消させたものは何であったのだろうか。それは、直接的には、「普通選挙権」の歴史的妥当性についての彼の確信であるが、しかし、さらにその背後には、彼の思想の枠組とでも言うべき新たな社会構想があるのである。

ここでしばらく「普通選挙権」の歴史的妥当性についてのロートベルトゥスの議論を追ってみることにしよう。

この論文の冒頭で、彼は、「平等な普通選挙法は、近代国家の必然的發展のうちにある」と述べ、この命題を、「今日の社会と以前のすべての歴史的状態との固有の相違」、厳密には、ギリシア・ローマ古代、中世、近代の相違を考察することによって、基礎づけようとしている¹⁶⁾。

ロートベルトゥスは、アテネを例にとり、古代の特色を次のように述べている¹⁷⁾。アテネには400000人の奴隸と15000人の異国人(Fremde)が住んでいたが、この2つの階級は、アッティカの社会では、今日分業とよばれている相互的な使役・扶助給付の諸機能を営んでいた。彼らは、その地方の社会(Gesellschaft)に属していたけれども、国家(Staat)からは排除されていた。つまり、古代の異国人・地方民(Provinziale)は、国家の市民権を享受せず、又、共同体の負担、祖国の防衛等々といった市民的義務も負っていなかった。それに対して、20000人のアテネ市民だけが国家を形成し、しかもその国家市民間の関係は平等なものであった。「古代は、完全な市民的平等性と、国家内での完全ではないにしてもしかし大きな政治的平等性を示している」。しかし、古代社会内部、つまり、市民と異国人・地方民と奴隸との間には、ひどい不平等性が

16) *Ebenda*, S. 785.

17) *Ebenda*, SS. 785-786.

存在していた。

それに対して、中世では、古代の社会の一部の国家からの排除は、すでに終わっていた。つまり、社会のすべての部分が国家に属するようになる。しかし、この社会の国家への吸収によって、古代社会内部にみられた不平等性がなくなったかわりに、国家内部における不平等性が顕著なものになった。つまり、国家と教会、都市と地方、貴族・農民・農奴との対立、およびそれぞれのカテゴリー内部でのさまざまな等級が生じた。こうした「中世国家の構成員の状態の多種多様な不平等性に対して、古代の国家市民相互の関係はひとつの大きな一様性という光景を提供している」¹⁸⁾。

このように、ロートベルトゥスは、古代＝国家市民間の平等性、社会内部での不平等性、中世＝国家内部の不平等性、と捉えた上で、近代を古代と中世の「融合」として位置づける。「古代の社会の差別と中世の国家の差別はともに終わった」¹⁹⁾。そして彼は、近代の特徴を次のように述べている²⁰⁾。「国家は、中世におけるように、全社会の上に広げられているが、しかし今日では、全社会は古代国家の市民的平等性を提供している。もはや社会の一部が国家から排除されることもなければ、国家内部で、ある部分が他の部分に服従するというものもない。社会のすべての構成員は、市民的にもまた、同じように自由で、同じように権利をもち、同じように義務づけられた国家の構成員である。今日の社会および今日の国家のすべての構成員の市民的関係におけるこうした同質性は、今日の時代の特徴であり、そして、すべての以前の歴史的時期とのその非常に大きな相違である」。

このような、いわば歴史哲学とでも言うべき歴史認識を基礎に、ロートベルトゥスは、「平等な普通選挙法」が「発展の自然的目標」に他ならず、「我々のすべての社会的諸関係の独自性は、制しがたくその目標に突き進み、そして古代国家からの類推のすべてが、この急迫性の根拠を弁護している」と述べて

18) *Ebenda*, S. 786.

19) *Ebenda*, S. 786.

20) *Ebenda*, SS. 786-787.

いる²¹⁾。

以上からわかるように、ロートベルトゥスが理想とする社会は、古代の市民関係を全社会的規模で実現した社会であって、これは彼の思考パターンのひとつと言ってよいであろう。ともあれ、こうした歴史哲学をもとに、彼は、普通選挙権の採用について、次のように、断言している²²⁾。「たとえ昨年の3月の普通選挙権の採用がなお非常に危険にみえたとしても、今日では祖国の友人たちは、その暴力的な中止をただ深い悲しみでみている。反革命の途上でそれを再び除去することは、最大の不正であるだけでなく、最大の愚行でもある」。

反革命——1849年5月30日のいわゆる「三級選挙法」——が進行するにつれて、当初抱いていた普通選挙権に対する不平等感が薄らぐということも考えられるが、さきにみたように普通選挙権に対して恐怖感を抱いていたロートベルトゥスとは思えない発言内容である。古代・中世・その融合としての近代、という図式によって、普通選挙権の歴史的妥当性については「心から確信」していたロートベルトゥスではあったが、「絶対主義」から「完全な民主主義制度」への「不意の突然の飛躍」に危機感をおおい隠せなかったロートベルトゥスではなかったか。何がロートベルトゥスをして上のような「断言」に至らしめたのであろうか。ロートベルトゥスをして語らしめよう。「今日でもそれに付け加えるものは何もない」と付言した上で、「例の激動の日々」をつづった「日記」から、次の一節を引用している²³⁾。「おそらく反革命によってのみ変化されうであろうこの選挙法が、無政府状態および内乱に至るということは、断じて不可避的ではない。……これは教育 (Unterricht und Erziehung) によってのみ可能である。それゆえ、私は、今日では、以前よりもまして、国民教育 (Nationalerziehung) を、将来の最も深遠で本質的な課題とみなしている」。ここにみられるように、ロートベルトゥスにとって、普通選挙権の採用は、「教育」による「人間形成 (Bildung)」と相まって進められるべきものなの

21) *Ebenda*, S. 787.

22) *Ebenda*, S. 792.

23) *Ebenda*, S. 791.

である。ロートベルトゥスは、この「教育」によって、法制度の外的な紀律 (Zucht)、軍人・警察国家のより表面的な紀律にかわる、個人の人倫的意志 (sittlicher Wille) という内的でいかなる時にも失なわれない紀律が形成されることを望んでいるのである。「野蛮および無知からの解放、つまり、上層階級と同じ下層階級の人間形成 (Bildung) は、最も差し迫った要件であり、新たに組織される社会の特徴的なメルクマールである」²⁴⁾。この教育による人間形成・社会形成というロートベルトゥスの構想が、普通選挙権の採用に対して、かくも力強い立場をとらせたと言っても、過言ではない。

以上、普通選挙権の採用をめぐるロートベルトゥスの基本的態度を手がかりに、彼の思考のパターン、つまり、古代・中世・近代の歴史的比較という手法、古代社会の市民関係を理想化する思考様式、さらには、教育による人間形成・社会形成という彼の思想の底流を見てきたわけであるが、次節では、彼の処女論文「労働諸階級の諸要求」(1839年)にまでさかのぼり、彼の思想の底流——教育による人間・社会形成——を検討することにしよう。さきの「以前にもまして」というロートベルトゥスの言葉から推察できるように、この、教育による人間・社会形成＝新しい社会の特徴的メルクマールという捉え方は、1849年の論文で初めて出てくるものではない。次節でみるように、それは彼の処女論文のなかにみられるものであって、彼が当初からもちあわせていた考えであった。それを彼の近代社会形成原理として捉える所以である。

III ロートベルトゥスの社会形成原理——体系の出発点

ロートベルトゥスは1839年に、„Augsburger Allgemeine Zeitung“に「労働諸階級の諸要求」²⁵⁾を寄稿するが、彼によれば、この論文で警鐘をうちなら

24) *Ebenda*, S. 791.

25) Rodbertus, *Die Forderungen der arbeitenden Klassen*, 1839, R. G. W. B., Abt. I, Bd. 1, 1972, 吉田茂芳訳「ロートベルトゥス『労働諸階級の要求』1837年」, 『龍谷大学経済学論集』第3巻第3号, 1964年。なお、この論文の執筆時期については、1837年とする説もあるが、現在の通説にしたがって、1839年とした。又、訳文については、筆者のものによる。

された危険が「われわれの社会組織には見いだされない」²⁶⁾という理由で、採用を拒否されている。彼の生前には断片的にしか公表されず、名を挙げられること多く論じられることの少なかったこの彼の処女論文が、ロートベルトゥスの数多い論文のなかで、どういう位置を占めているか、彼をして語らせしめよう。彼は、1872年2月8日に、R. マイヤーあてに次のような書簡を送っている²⁷⁾。

「私がこの論文を再び読んだ時、私自身非常に驚きました。そこにはいろいろな考えがぎっしりと詰め込まれすぎていて、それ故、形式においては不完全であります。——しかし、おわかりのように、私は、そこに否認すべき考えがあるとはまったく思っています。……あなたはこの論文のなかに、……私が私の国民経済学的諸著作のなかで断片的に論じてきた全体系を、そのなかに再び見い出すでしょう。私は、4年間にわたる緊張した研究にしたがって独力で国民経済学的に考えることを学んだ時、この論文が正しいということの確信をつかみました。のちの長年にわたる古代の国民経済研究によって、私のこの確信はまったく強められました。……私は自分の死とともにその確信を葬るつもりです」。

ロートベルトゥスは他のところでこの論文を「私の最初の社会主義的な論文」とよんでいる²⁸⁾が、このように晩年のロートベルトゥスによってこの論文が彼の全体系の出発点であるとともに、彼の思想が内容豊かに盛り込まれていることが認められている——ロートベルトゥスが「早熟の思想家」と呼ばれる所以である——のであって、彼の数多い論文のなかに踏み入るにあたって、また、彼の思想をトータルに把握する上で、この論文は非常に重要な位置を占めていると言えよう。

本節では、まずこの論文の骨子を追い、前節でみた彼の近代社会形成原理がどのような認識のもとに形成されたかを考察することにしよう。

26) R. G. W. B., Abt. IV, 1972, SS. 301-302.

27) *Ebenda*, SS. 330-331.

28) *Ebenda*, S. 301.

ロートベルトゥスは、論文冒頭で、「チャーチスト集会」「パーミンガム事件」について触れ、次の3つの問題提起を行なっている²⁹⁾。1)「労働諸階級は何を望んでいるのであろうか」。2)「他の諸階級は彼らが望んでいるものを阻止することができるのであろうか」。3)「彼らが望んでいるものは近代文化の終焉なのだろうか」。第三の問題については議論はあまり展開されていないが、ほぼこの問題提起にそって論は展開されている。まず第一の問題についての彼の見解をみることにしよう。

ロートベルトゥスによれば、労働諸階級は政治的承認・政治的意義、つまり政治的権力を要求しているように思われるが、それは彼らにとっては目的のための手段にすぎない。では彼らの目的とは何か。「多くの所有(Besitz)！」、ひいては「時代が到達した文化段階(Bildungsstufe)へのより多くの参加」「今日の文化の恩恵へのより多くの参加」、これこそが彼らの真の目的である、とロートベルトゥスは読み取る³⁰⁾。このように労働諸階級の要求を「翻訳」した上で、では、この要求に対して彼はいかなる態度をとっているのであろうか。「是認」である。ここでは是認にカッコをつけたのは、労働諸階級の要求についての彼なりの「翻訳」語については是認しているということである。ロートベルトゥスにとって、彼らの要求が政治的権力の獲得そのものであれば、それは統治形態の大変革、すなわち「共和制」に至る事態をひきおこし、諸個人・諸国民の「不幸の原因」となるものであった³¹⁾。大変革・革命はロートベルトゥスの最も嫌うものであって、これは彼の基本的姿勢であった。歴史は「妥協においてのみ進歩してきた」³²⁾というのが、彼の歴史観であった。ここに、改良主義者ロートベルトゥスの一面が見られるのであるが、ともあれ、ここでは彼

29) R. G. W. B., Abt. I, Bd. 1, S. 3, 吉田訳, 125ページ。

30) *Ebenda*, SS. 3-5, 吉田訳, 126-127ページ。

31) *Ebenda*, S. 3, 吉田訳, 126ページ。

32) Rodbertus, *Das Kapital. Vierter sozialer Brief an von Kirchmann*, 1854, R. G. W. B., Abt. I, Bd. 2, S. 230。現在のところ次の2つの訳がある。平瀬巳之吉訳『資本』, 日本評論社, 1949年。森三郎訳『資本論』, 綜合国家学研究所, 1974年。ここでは森訳のページ数を記す。152ページ。

の「是認」の論理を再構成することにしよう。

ロートベルトゥスによれば、労働諸階級が今日の社会の恩恵から得ているものは、「人格的自由」と「形式的な平等な権利」である。その「人格的自由」について次のように述べている³³⁾。「人格的自由は確かに一つの善 (Gut) ではあるが、しかし、それはさしあたっては消極的な善にしかすぎない」。というのは、「人格的自由は人間にふさわしいすべてのものの不可欠の端緒であり基礎であるが、しかし、それ自体では、その内実を切望しどこか他のところからはじめてその内実を受け取る空虚な領域 (leere Sphäre) にすぎない」からである。また、「形式的な平等な権利」に関しては、「万人と同じように権利を与えられてはいるが、しかし、それほど平等にあずかっていない」³⁴⁾。したがって、労働諸階級の要求はロートベルトゥスにとっては、「人格的自由」および「形式的な平等な権利」の実現要求であった。しかもその実現はいわば「善」の実現でもあった。これらの諸権利の形式性を見抜いた労働諸階級＝「生計なき自由民」が「激情」「革命」を通じて救済要求をつきつけている、これがロートベルトゥスの現状認識である。「国民はもうがまんできなくなった。そしてプロレタリアは計算し始めている」³⁵⁾。

次に第二の問題についての彼の见解をみることにしよう。まず彼は、労働諸階級の要求を阻止する手段として一般にもちだされる「警察」「大砲」さらには「マーティノー女史の物語」を取り上げ、そうした武力あるいは道徳的説教によっては彼らの要求を阻止できないと批判する。こうした批判の根底にあるのが彼の「現代」認識である。

ロートベルトゥスによれば³⁶⁾、社会の結合原理は「人倫的自然 (sittlicher Natur)」であり、それを維持・強化する制度は、今までだけでなく今後も、2つしか存在しない。ひとつは、「従属 (Unterordnung)」を基礎とする「紀律

33) R. G. W. B., Abt. I, Bd. 1, S. 6, 吉田訳, 127ページ。

34) Ebenda, S. 7, 吉田訳, 128ページ。

35) Ebenda, S. 7, 吉田訳, 128ページ。

36) Ebenda, S. 9, 吉田訳, 130ページ。

の制度 (System der Zucht)」であり、もうひとつは、「教育 (Erziehung und Unterricht)」を基礎とする「人間形成の制度 (System der Bildung)」である。そして古代においては、自由民には「人間形成の制度」が、労働諸階級には「紀律の制度」が適用され、中世は「紀律の制度」が支配する時代であった。

彼はこのように古代・中世を把握した上で、「現代」を次のように認識する³⁷⁾。「ところで現代はこれらの諸制度のうちいずれをもっているのか。今ではただ、前者(「紀律の制度」——引用者)の最後の墮落した残骸と、後者(「人間形成の制度」——引用者)の未熟な初歩的端緒だけである」。つまり、両制度のはざまにあるというのがロートベルトゥスの「現代」認識なのである。

では、今後いずれの制度によって社会の結合を維持・強化すればよいのか。彼自身、次のように問うている。「一方の道がほとんど消え去り、他方の道がほとんど踏みならされていない時、どうすればよいのか。人は最初の道をもどることができるのか、あるいは、第二の道を前進しなければならないのか」³⁸⁾。この問いに対して、彼は、進歩主義的思想に立脚しながらフランス革命の達成物を視野に入れて、「一方の道」つまり労働諸階級の隷属化は不可能であるとする。「前世紀の人間の諸理念は、その勝利を祝い、労働諸階級を人格的従属とそれに照応する権力から解放した」³⁹⁾。「人は歴史のどんな世紀をも元にもどすことはできない」⁴⁰⁾。それ故、「どんどん進めという社会標語以外何も存在しない」⁴¹⁾。このように、進歩主義的思想、人格的従属からの解放という認識をもって、ロートベルトゥスの目はつねに歴史の前方に注がれている。こうした観点から、彼は、歴史の後方しかみない、つまり「紀律の制度」の復活を企てようとする人々を批判しているのである。

したがって、「人間形成の制度」による社会結合、これがロートベルトゥス

37) *Ebenda*, S. 10, 吉田訳, 130ページ。

38) *Ebenda*, S. 12, 吉田訳, 131ページ。

39) *Ebenda*, S. 10, 吉田訳, 130ページ。

40) *Ebenda*, S. 12, 吉田訳, 131ページ。

41) *Ebenda*, S. 13, 吉田訳, 132ページ。

のとるべき道であった。前節でみた彼の思想的底流がここに形成されるのであるが、それは、直接的には、進歩主義という彼の基本姿勢をもとに、古代・中世・近代の歴史比較、その結果の「紀律の制度」から「人間形成の制度」への転換点という「現代」認識のもとに、形成されたものであると言える。

では、この「人間形成の制度」への転換をどのようにして行なおうとするのか。もちろんロートベルトゥスにとっても、それへと至る道は平坦で何の障害物もない道ではない。というのは、彼によれば、労働諸階級には「人間形成の制度」を利用する余裕すらなく、「おびただしい数の野蛮人」「精神と道徳について野蛮な人」によって「文明そのものの母体から国民的暴動が今にも起こりそうな状態」⁴²⁾が現実なのである。ではその「第二の道」の真の障害物は何か。「自由な取引 (Verkehr) が労働者に、平均して必要生計費以上のものを与えない、という現代の国民経済のくつがえすことのできない真理」⁴³⁾、これこそが「人間形成の制度」による社会形成の真の障害物である。潜在的可能性として、「ある階級だけに芸術と学問の基礎である富が提供されるのではなくて、労働者にも必要生計費以上のものが与えられうる経済状態」にある「現在」、それが実現しないのは、「法的・国家的経済制度」に原因がある⁴⁴⁾、これが、新たな社会形成の阻止要因についてロートベルトゥスがくだした最終診断である。

したがって、ロートベルトゥスにとって、「人間形成の制度」による社会結合を実現するという問題は、ここに至って、「法的・国家的経済制度」の改革論へと帰結する。つまり、ここにロートベルトゥスの経済学が導入されるのである。「人間形成の制度」による社会形成→経済学研究、ここにロートベルトゥスの「全体系」の骨格が形成されるのである。

ところで、この「法的・国家的経済制度」という概念によってロートベルトゥスが表象しているものは、「レンテを産む所有 (rentierend Eigentum)」で

42) *Ebenda*, S. 13, 吉田訳, 132ページ。

43) *Ebenda*, S. 12, 吉田訳, 131ページ。

44) *Ebenda*, S. 15, 吉田訳, 133ページ。

ある。つまり、「労働することなくその所有者にレントを与える」所有制度である⁴⁵⁾。この「レントを産む所有の専制」、これがロートベルトゥスの言う「法的・国家的経済制度」である。彼によれば、その専制下にある限り、たとえ生産性が上昇したとしても（機械の発明）、労働者には「その労働力 (Arbeitskraft)」を維持し、その子孫のうちに自己を更新するのに必要なもの」しか与えられず⁴⁶⁾、又、社会の1/3がルンペン化する一方で、「過剰生産 (Zuvielproduktion)」が発生する⁴⁷⁾。それ故、この「レントを産む所有」の揚棄、これこそが新たな社会形成の根本問題として捉えられることになる。

この、新たな社会形成のための抜本的処方箋に、今少し注視すれば、「レントを産む所有」にかわるものとしてロートベルトゥスが打ち出しているものは、「生産物所有 (Eigentum an Produkt)」である。つまり、土地および資本を社会の共有財産とした上での、「なされた労働量に応じた労働者の所有」である⁴⁸⁾。そして、その「生産物所有」を完全を実現するために、彼はさらに「新たな貨幣」、つまり「労働者によって規定時間内に取引に供給される財に応じて、労働者に与えられる労働時間という無差別な形式での証明書」であり、「他の財の任意のものに対する指図証券」である労働貨幣の導入を提唱している⁴⁹⁾。その導入により、労働は「所有の構成原理」としてだけではなく、「所有の分配原理」としても機能し、生産性の上昇にみあった労賃が労働諸階級に与えられる。たとえば、機械の発明は労働諸階級の物質的改善に直接役立ち、機械は「古代の奴隷の地位」に置かれ、「古代の自由人の社会」つまり「人間形成の制度」による社会が実現される⁵⁰⁾。以上が、ロートベルトゥスが新しい社会形成について描いた構図であった。つまり、「レントを産む所有」の揚棄、「生産物所有」の確立、労働貨幣の導入、これがロートベルトゥスの理想社会

45) *Ebenda*, S. 17, 吉田訳, 134ページ。

46) *Ebenda*, S. 21, 吉田訳, 136ページ。

47) *Ebenda*, S. 23, 吉田訳, 138ページ。

48) *Ebenda*, SS. 17-18, 吉田訳, 134ページ。

49) *Ebenda*, SS. 18-19, 吉田訳, 134-135ページ。

50) *Ebenda*, S. 23, 吉田訳, 138ページ。

の礎石であった。

しかしながら、このロートベルトゥスの抜本的処方箋の実行と、彼の眼前に横たわっている労働諸階級の状態との間には、あまりにも時間的な隔たりがありすぎる。このことを彼自ら認めている。「現在がその実現から非常にかけ離れていること、その結果そこに至るのはまだかなり先のことであるということも同じく確かである」⁵¹⁾。しかし、そうは言うものの、現実問題として「国民的暴動」が今にもおこりそうな状態がある。こうしたジレンマのなかで打ち出されるものが、彼の妥協案である。さきの抜本的処方箋を彼の長期的プランとすれば、これは短期的プランと言えるものである。

ロートベルトゥスの短期的プラン、それは直接的には、「政府の優位 (die Machtstellung der Regierung)」による「レントを産む所有の専制」の阻止である⁵²⁾。彼は、「現在の制度から新しい制度へと至る出発点」として3つの要求を政府・国家につきつけている⁵³⁾。第一の要求は、土地・資本所有を犠牲にすることなく（「レントを産む所有」の温存）、「より多くの所有」という労働諸階級の要求に答えること、そのために第二の要求として、生産性にみあった労賃を実現すること、第三の要求は、景気の変動から労働諸階級を保護することである。このように、ロートベルトゥスは変革・改良の主体を政府・国家に見い出すのであるが、それは、後進国ドイツにおける労働諸階級の未成熟ということを考慮してのことであった。すでにみたように、「精神と道徳について野蛮な人」というのが彼の労働者観であったが、ロートベルトゥス自身がある階級に立脚してそう捉えたものだとは思われない。彼の労働者の背後には、「現実」がそうした「野蛮な人」を生み出し、労働諸階級は「今日の文化段階」から排除されているという認識がある。あえて言えば、インテリという立場からの労働者観であった。したがって、これらの3つの要求を政府・国家につきつけるにあたって、彼は、「労働諸階級の物質的状态の継続的改善」と、彼

51) *Ebenda*, S. 19, 吉田訳, 135ページ。

52) *Ebenda*, S. 25, 吉田訳, 139ページ。

53) *Ebenda*, SS. 24-27 参照。吉田訳, 139-140ページ。

らのもとでの「自由の成果」の成熟を維持すべし、とつけ加えている⁵⁴⁾。国家社会主義者ロートベルトゥスは、ある意味では、未成熟な労働者をかかえこんだ後進国ドイツの実態の反映であると言えよう。

以上の3つの要求に続いて、ロートベルトゥスは、それらに対する「政府の対策」として、次の3つの事項を列举している⁵⁵⁾。第一は、労働によるすべての財の法的価値規定を行なうこと、第二に、その価値規定と密接に関連した貨幣、つまり労働貨幣を導入し、労働者の賃銀支払いにあてること、第三に、生産物の貯蔵システム (Magazinierungssystem) を創設し、そこで労働貨幣と生産物の交換を行なうことである。このように、労働諸階級の諸要求に対して、ロートベルトゥスが短期的プランとして提案するものは、結局のところ、労働貨幣ということにつきる。しかも、この労働貨幣論は、のちの「標準労働日」(1871年)⁵⁶⁾にみられるように、彼の経済改革案のかわることのない主要なものであった。この彼の短期的プランを長期的プランと比較すれば、確かに「後退」と受け取ることも可能であろうが⁵⁷⁾、しかし、ロートベルトゥスに内在してみれば、急激な変革は国民経済全体を破壊的混乱に陥れるものであった。ロートベルトゥスにとって、「近代文明」を破壊することこそ、歴史の「後退」であったと言えよう。

彼は最後に次のように述べてこの論文を終えている⁵⁸⁾。「これらの示唆がたとえ空想的にみえようとそうでなかろうと、つねに、上述の3つの要求を満たすことは、近代の最も重要な課題であり、近代文明の死活問題である」。

IV 結びにかえて

以上、ロートベルトゥスの「普通選挙権の問題と歴史について」という論文

54) *Ebenda*, S. 25, 吉田訳, 139ページ。

55) *Ebenda*, S. 30 参照。吉田訳, 141-142ページ。

56) Rodbertus, *Der Normalarbeitstag*, 1871, R. G. W. B., Abt. I, Bd. 2.

57) 前掲吉田論文「ロートベルトゥスの最初の論文について」, 73ページ。

58) R. G. W. B., Abt. I, Bd. 2, S. 31, 吉田訳, 142ページ。

を手がかりに、そこにみられた教育による人間・社会形成という彼の社会構想を、処女論文「労働諸階級の諸要求」にまでさかのぼり考察してきたわけであるが、ここで彼の思想的枠組を要約すれば、次のようになるであろう。

「教育」による「人間形成の制度」に立脚した社会形成、これがロートベルトッスの「近代」社会形成原理であった。しかしその「人間形成の制度」への転換は容易ではない。まずその第一歩として、「人間形成の制度」への参加（精神的向上）を可能にする労働諸階級の物質的向上が火急の要件となる。そのためには、彼らの物質的向上を不可能にしている「レントを産む所有の専制」を、少なくとも阻止しなければならない。ここに出てくるのが彼の国家を主体にした国家経済改革（革命ではなく継続的改良）であって、その主たる提案は標準労働日の制定、労働貨幣の導入であった。

逆に、こうした思想的枠組から、標準労働日の制定、労働貨幣の導入→労働諸階級の物質的向上→「人間形成の制度」による社会形成、という政策論的順序が帰結する。

このようにロートベルトッスの思想的枠組を捉えることによって、彼の経済学と思想との連関が明らかになる。最初に触れたように、ロートベルトッスの社会思想を論じることとは全くの愚だとした平瀬氏が、「彼の分配論は経済学と社会主義とをつなぐかけ橋である」と述べておられる⁵⁹⁾が、それらはロートベルトッスのなかでは有機的に結合しているのである。つまり、彼の経済学、分配論の背後には、それらを包括する思想的枠組——「人間形成の制度」による社会形成という、ロートベルトッスにとっては歴史必然的な未来社会のビジョンがあったと言えよう。

又、ロートベルトッスを「ユートピアン」、「国家社会主義者」と捉えることに一言すれば、確かにそれらはロートベルトッスの一面を正しく描写したものとと言えるが、しかし、それらがロートベルトッスをトータルに否定するレッテルであれば問題である。後進国ドイツという場のなかでロートベルトッスの

59) 平瀬, 前掲書, 20ページ。

思想をみた場合、国家主導の改良による「人間形成の制度」に立脚した社会形成という思想的枠組⁶⁰⁾は、非常に現実的な意味を持っていたと言える。革命よりも分配上の改革、教育による人間形成の重要性、これらは今日の後進国に対しても、一つの示唆を与えていると理解できないであろうか。当時の先進国イギリスを中心にインターナショナルな立場に立っていたマルクス・エンゲルスには見えなかったものを、後進国ドイツにこだわり続けたロートベルトゥスが捉えたと言ってよいであろう。「啓蒙に義務づけられた進歩観の信奉者」⁶¹⁾ロートベルトゥスは、後進国ドイツの思想的反映物に他ならない。

60) これまでの議論から明らかなように、ロートベルトゥスの「社会」は、国家に対立する社会ではなく、国家のなかに包摂さるべき社会であって、一言でいえば、「国家社会」であった。したがって、ロートベルトゥスは、国家社会主義者であると同時に、国家社会主義者でもあって、後者の立場からすれば、彼は、ドイツに特有な思想を体現した思想家であると言えよう。

61) G. Rudolph, *a. a. O.*, S. 44.